平成２２年（フ）第１７５号
三重県津市渋見町648番地１　ガーデンハイツＣ―101
債務者　別府　千幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７８号
三重県鈴鹿市住吉２丁目８番25号
債務者　島岡　房代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８０号
三重県津市雲出本郷町1378番地１　久居交通社宅209
債務者　林　小夜子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８４号
三重県津市高野尾町4762番地17
債務者　辺志切三男
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７４号
三重県名張市緑が丘中177番地
債務者　大地　剛之
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１５２号
滋賀県彦根市平田町115番地
債務者　岩﨑　好美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４４号
神戸市西区春日台９丁目８番地の27
債務者　加藤真紀子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地県住16棟103号
債務者　宮﨑　文子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
神戸市西区福吉台１丁目４番地の１、旧住所三重県伊賀市上神戸4397番地の５
債務者　濵地将太郎
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
鳥取県西伯郡南部町原734番地１、住民票上の住所鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地県営夕日ヶ丘団地Ｅ棟133号
債務者　谷口　明政
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７０号
広島県尾道市手崎町３番27号
債務者　深江　保文
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
広島県三原市宮浦３丁目18番３号
債務者　植田つたえ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
広島県尾道市向東町995番地１
債務者　尾崎　文子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
広島県尾道市山波町3094番地７
債務者　竹馬三津子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県宇和島市下波1333番地
債務者　川中　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２９号
高知県安芸郡芸西村馬ノ上1350番地１
債務者　野村　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
高知県安芸郡奈半利町乙833番地３
債務者　飯田　直美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
福岡県八女市納楚673番地４
債務者　吉無田亜紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　福岡地方裁判所八女支部